

自動ドア機構／③車椅子使用者用便房用駆動装置

1. 評価対象

「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標仕」という。）令和4年版16章9節に規定する自動ドア開閉装置のうち、の車椅子使用者用便房用駆動装置とする。

2. 品質・性能等

- (1) 品質・性能について、「評価内容（別紙）」の項目を確認している。
- (2) 主要な資材について、材質および資材メーカーから申請者の製造所への納入ルートを確認している。
- (3) 性能について、実施要領に規定する試験機関による試験結果等で確認している。

3. 評価名簿詳細事項

材料の種類、性能値区分の詳細は、「評価名簿詳細事項」として掲載している。

4. 注意事項

- (1) 標準仕様書令和7年版の改定において、「安全性全般については、JIS A 4722による。」との規定が追加されたが、確認していない。ただし、変更申請がなされ、確認済みの場合は、「申請者等情報」の欄に特記事項として、“安全性 JIS A 4722”と表示している。
- (2) 標準仕様書令和7年版の改定において、「手動操作力」の規定が、「50N以下」から「40N以下」に改定されたが、確認していない。ただし、変更申請がなされ、確認済みの場合は、「申請者等情報」の欄に特記事項として、“手動操作力40N以下”と表示している。

自動ドア機構／③車椅子使用者用便所用駆動装置

評価内容（別紙）

項 目	品 質 ・ 性 能	備 考	
適用戶標準質量 (kg) 注) 適用戶の標準寸法は、幅 1,000 mm×高さ 2,100 mm程度とする。	100 以下		
性能・機構	耐 電 圧	JIS C 9335-1 の 13.3 及び 16.3 の規定に適合していること。	
	温 度 上 昇	JIS C 9335-1 の箇条 11 の規定に適合していること。	
	耐 久 性 (サイクル)	50 万以上	
	防 錆 [付帯性能]	異常がないこと。	
	電 源	AC100V±10% 50/60Hz	
	補助センサー	補助センサー（補助光電センサー）を設置すること。	
	過負荷保護	電動機には、過負荷保護を行うこと。	
	防 水 性 [付帯性能]	開閉装置を屋外に設置するか、または、床に埋設する場合は、防水性のある構造とする。	
	凍結防止措置 [付帯性能]	[申請者の規定による。]	
施工・調整後の性能	開閉力のうちの閉じ力 (N)	130 以下	
	開 閉 速 度	開速度 (mm/s)	400 以下
		閉速度 (mm/s)	250 以下
	手動操作力 (N)	50 以下	
	反転停止距離 (mm)	150 以下	
	絶 縁 抵 抗 (MΩ)	AC100V 回路は、10 以上	
試験方法	1. 耐電圧は、JIS C 9335-1 による。 2. 温度上昇は、JIS C 9335-1 による。 3. 耐久性（サイクル）試験は、JIS A 1551 の「7.13 開閉繰返し試験」による。 4. 防錆試験は、JIS C 60068-2-52 の「9 試験」によることとし、試験方法は「9.4.3 試験方法 2」による。 5. 電源試験は、定格電圧（100V）に対し、90%および 110%の電圧を加え、作動に異常がないかを確認する。 6. 開閉力のうちの閉じ力試験は、JIS A 1551 の「7.2.1 引き戸の開閉力試験」による。 7. 開閉速度試験は、JIS A 1551 の「7.3.1 引き戸の開閉速度試験」による。なお、開作動時の運動エネルギーは 5J 以下、閉作動時の運動エネルギーは 3J 以下とする。 8. 手動操作力試験は、JIS A 1551 の「7.4.1 引き戸の手動操作力試験」による。 9. 反転停止距離試験は、JIS A 1551 の「7.5.1 引き戸の反転停止距離試験」による。 10. 絶縁抵抗試験は、JIS A 1551 の「7.9 絶縁抵抗試験」による。 11. 試験体の戸寸法は、幅 900mm × 高さ 2,100mm 程度とする。		